

改正 平成25年 7月29日研究所規程第538号
改正 平成25年12月20日研究所規程第557号
改正 平成26年 3月31日研究所規程第563号
改正 平成27年 3月31日研究所規程第613号
改正 平成28年 3月31日研究所規程第729号
改正 令和 2年 2月21日研究所規程第869号
改正 令和 5年 3月28日研究所規程第902号

目次

- 第1章 総則（第1条－第2条）
- 第2章 管理体制（第3条－第7条）
- 第3章 作成（第8条－第10条）
- 第4章 整理（第11条－第13条）
- 第5章 保存（第14条－第15条）
- 第6章 法人文書ファイル管理簿（第16条－第17条）
- 第7章 移管、廃棄又は保存期間の延長（第18条－第20条）
- 第8章 点検・監査及び管理状況の報告等（第21条－第23条）
- 第9章 研修（第24条－第25条）
- 第10章 雑則（第26条－第27条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所文書管理規程第28条に基づき、海上技術安全研究所（以下「研究所」という。）における法人文書の管理について必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- （1）「法人文書」とは、研究所の職員が職務上作成し、又は取得した文書（図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。以下同じ。）であって、研究所の職員が組織的に用いるものとして研究所が保有しているものをいう。ただし、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号。以下「法」という。）第2条第5項各号に掲げるものを除く。
- （2）「法人文書ファイル等」とは、研究所における能率的な事務又は事業の処理及び法人文書の適切な保存に資するよう、相互に密接な関連を有する法人文書（保存期間

を同じくすることが適当であるものに限る。)を一の集合体にまとめたもの(以下「法人文書ファイル」という。)及び単独で管理している法人文書をいう。

- (3) 「法人文書ファイル管理簿」とは、研究所における法人文書ファイル等の管理を適切に行うために、法人文書ファイル等の分類、名称、保存期間、保存期間の満了する日、保存期間が満了したときの措置及び保存場所その他の必要な事項を記載した帳簿をいう。
- (4) 「部等」とは、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所組織規程(平成28年研究所規程第2号)に規定する企画部、研究系、海難事故解析センター、国際連携センター、総務部、プロジェクトチーム及び調査室をいう。

第2章 管理体制

(総括文書管理者)

第3条 研究所に総括文書管理者1名を置く。

- 2 総括文書管理者は総務部長とする。
- 3 総括文書管理者は、次に掲げる事務を行うものとする。
 - (1) 法人文書ファイル管理簿及び移管・廃棄簿の調製
 - (2) 法人文書の管理に関する内閣府との調整及び必要な改善措置の実施
 - (3) 法人文書の管理に関する研修の実施
 - (4) 組織の新設・改正・廃止に伴う必要な措置
 - (5) 法人文書ファイル保存要領その他この規程の施行に関し必要な細則の整備
 - (6) その他法人文書の管理に関する事務の総括

(副総括文書管理者)

第4条 研究所に副総括文書管理者を置くことができる。

- 2 副総括文書管理者は、第3条第3項第1号～第6号に掲げる事務について総括文書管理者を補佐するものとする。

(文書管理者)

第5条 文書管理者は、部等の長をもって充て、当該課等の所掌事務に関する文書管理の実施責任者とする。

- 2 文書管理者は、その管理する法人文書について、次に掲げる事務を行うものとする。
 - (1) 保存
 - (2) 保存期間が満了したときの措置の設定
 - (3) 法人文書ファイル管理簿への記載
 - (4) 移管又は廃棄(移管・廃棄簿への記載を含む。)等
 - (5) 管理状況の点検等
 - (6) 法人文書の作成、法人文書分類基準表(以下「基準」という。)の作成等による法人文書の整理その他法人文書の管理に関する職員の指導

(監査責任者)

第6条 研究所に監査責任者1名を置く。

- 2 監査責任者は総務課長とする。
- 3 監査責任者は、法人文書の管理の状況について監査を行うものとする。

(職員の責務)

第7条 職員は、法の趣旨にのっとり、関連する法令及び規程等並びに総括文書管理者及び文書管理者の指示に従い、法人文書を適正に管理しなければならない。

第3章 作成

(文書主義の原則)

第8条 職員は、文書管理者の指示に従い、法第11条の規定に基づき、法第1条の目的の達成に資するため、研究所における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに研究所の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、文書を作成しなければならない。ただし、次ぎに掲げる場合はこの限りでない。

(1) 研究所の意思決定と同時に文書を作成することが困難な場合

(2) 処理に掛かる事案が軽微なものである場合

2 前項第1号に該当し、文書を作成せずに事務の処理をした場合にあっては、事後に、速やかに文書を作成しなければならない。

(別表第1の業務に係る文書作成)

第9条 別表第1に掲げられた業務については、当該業務の経緯に応じ、同表の法人文書の類型を参酌して、文書を作成するものとする。

(適切・効率的な文書作成)

第10条 文書の作成に当たって反復利用が可能な様式、資料等の情報については、電子掲示板等を活用し職員の利用に供するものとする。

2 文書の作成に当たっては、常用漢字表(平成22年内閣告示第2号)、現代仮名遣い(昭和61年内閣告示第1号)、送り仮名の付け方(昭和48年内閣告示第2号)及び外来語の表記(平成3年内閣告示第2号)等により、分かりやすい用字用語で的確かつ簡潔に記載しなければならない。

第4章 整理

(職員の整理義務)

第11条 職員は、第12条及び第13条に従い、次に掲げる整理を行わなければならない。

(1) 作成又は取得した法人文書について分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定すること。

(2) 相互に密接な関連を有する法人文書を一の集合物(法人文書ファイル)にまとめること。

(3) 前号の法人文書ファイルについて分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定すること。

(分類・名称)

第12条 法人文書ファイル等は、研究所の事務及び事業の性質、内容等に応じて系統的(三段階の階層構造)に分類(別表第2に掲げられた業務については、同表を参酌して分類)し、分かりやすい名称を付さなければならない。

(保存期間)

第13条 文書管理者は、別表第2に基づき、基準を定めなければならない。

- 2 第11条第1号の保存期間の設定については、基準に従い、行うものとする。
- 3 基準及び前項の保存期間の設定においては、法第2条第6項の歴史公文書等に該当するとされた法人文書にあっては、1年以上の保存期間を定めるものとする。
- 4 第11条第1号の保存期間の起算日は、法人文書を作成し、又は取得した日（以下「文書作成取得日」という。）の属する年度の翌年度の4月1日とする。ただし、文書作成取得日から1年以内の日であって4月1日以外の日を起算日とすることが法人文書の適切な管理に資すると文書管理者が認める場合にあっては、その日とする。
- 5 第11条第3号の保存期間は、法人文書ファイルにまとめられた法人文書の保存期間とする。
- 6 第11条第3号の保存期間の起算日は、法人文書を法人文書ファイルにまとめた日のうち最も早い日（以下「ファイル作成日」という。）の属する年度の翌年度の4月1日とする。ただし、ファイル作成日から1年以内の日であって4月1日以外の日を起算して第2項の保存期間の満了日とすることが法人文書の適切な管理に資すると文書管理者が認める場合にあっては、その日とする。
- 7 第4項及び第6項の規定は、文書作成取得日においては不確定である期間を保存期間とする法人文書及び当該法人がまとめられた法人文書ファイルについては適用しない。

第5章 保存

（法人文書ファイル保存要領）

第14条 総括文書管理者は、法人文書ファイル等の適切な保存及び集中管理の推進に資するよう、法人文書ファイル保存要領（以下「保存要領」という。）を作成するものとする。

- 2 保存要領には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - （1）紙文書の保存場所・方法
 - （2）電子文書の保存場所・方法
 - （3）引継手続
 - （4）集中管理の推進に関する方針
 - （5）その他適切な保存を確保するための措置

（保存）

第15条 文書管理者は、保存要領に従い、法人文書ファイル等について、当該法人文書ファイル等の保存期間の満了する日までの間、適切に保存しなければならない。ただし、他の文書管理者等に引き継いだ場合は、この限りでない。

第6章 法人文書ファイル管理簿

（法人文書ファイル管理簿の調製及び公表）

第16条 総括文書管理者は、研究所の法人文書ファイル管理簿について、公文書等の管理に関する法律施行令（平成22年政令第250号。以下「施行令」という。）第15条に基づき、磁気ディスクをもって調製するものとする。

2 法人文書ファイル管理簿は、あらかじめ定めた事務所に備えて一般の閲覧に供するとともに、インターネットで公表しなければならない。

3 法人文書ファイル管理簿を一般の閲覧に供する事務所を定め、又は変更した場合には、当該事務所の場所を官報で公示しなければならない。

(法人文書ファイル管理簿への記載)

第17条 文書管理者は、少なくとも毎年度1回、管理する法人文書ファイル等（保存期間が1年以上のものに限る。）の現況について、施行令第15条第1項各号に掲げる事項を法人文書ファイル管理簿に記載しなければならない。

2 前項の記載に当たっては、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第5条各号に規定する不開示情報に該当する場合には、当該不開示情報を明示しないようにしなければならない。

3 文書管理者は、保存期間が満了した法人文書ファイル等について、独立行政法人国立公文書館に移管し、又は廃棄した場合は、当該法人文書ファイル等に関する法人文書ファイル管理簿の記載を削除するとともに、その名称、移管日又は廃棄日等について、文書管理者が調製した移管・廃棄簿に記載しなければならない。

第7章 移管、廃棄又は保存期間の延長

(保存期間が満了したときの措置)

第18条 文書管理者は、法人文書ファイル等について、別表第2に基づき、保存期間の満了前のできる限り早い時期に、保存期間が満了したときの措置を定めなければならない。

2 第16条第1項の法人文書ファイル等については、総括文書管理者の同意を得た上で、法人文書ファイル管理簿への記載により、前項の措置を定めるものとする。

3 総括文書管理者は、前項の同意に当たっては、必要に応じ、独立行政法人国立公文書館の専門的技術的助言を求めることができる。

(移管又は廃棄)

第19条 文書管理者は、総括文書管理者の指示に従い、保存期間が満了した法人文書ファイル等について、前条第1項の規定による定めに基づき、独立行政法人国立公文書館等に移管し、又は廃棄しなければならない。

2 文書管理者は、前項の規定により移管する法人文書ファイル等に、法第16条第1項第2号に掲げる場合に該当するものとして独立行政法人国立公文書館において利用の制限を行うことが適切であると認める場合には、総括文書管理者の同意を得た上で、独立行政法人国立公文書館に意見を提出しなければならない。

(保存期間の延長)

第20条 文書管理者は、次の各号に掲げる法人文書ファイル等について保存期間を延長する場合は、当該法人文書ファイル等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間が経過する日までの間、当該法人文書ファイル等を保存しなければならない。この場合において、1の区分に該当する法人文書ファイル等が他の区分にも該当するとき、それぞれの期間が経過する日のいずれか遅い日までの間、保存しなければならない。

- (1) 現に監査、検査等の対象になっているもの 当該監査、検査等が終了するまでの間
 - (2) 現に係属している訴訟における手続上の行為をするために必要とされるもの当該訴訟が終結するまでの間
 - (3) 現に係属している不服申立てにおける手続上の行為をするために必要とされるもの 当該不服申立てに対する裁決又は決定の日の翌日から起算して1年間
 - (4) 開示請求があったもの 法第9条各項の決定の日の翌日から起算して1年間
- 2 文書管理者は、保存期間が満了した法人文書ファイル等について、その職務の遂行上必要があると認めるときには、総括文書管理者の承認を得て、その必要な限度において、一定の期間を定めて法人文書ファイル等の保存期間を延長することができる。
 - 3 文書管理者は、前2項の規定により法人文書ファイル等の保存期間を延長した場合は、延長した期間及び理由を総括文書管理者に報告するものとする。

第8章 点検・監査及び管理状況の報告等

(点検・監査)

- 第21条** 文書管理者は、自ら管理責任を有する法人文書の管理状況について、少なくとも毎年度1回、点検を行い、その結果を総括文書管理者に報告しなければならない。
- 2 監査責任者は、法人文書の管理状況について、少なくとも毎年度1回、監査を行い、その結果を総括文書管理者に報告しなければならない。
 - 3 総括文書管理者は、点検又は監査の結果等を踏まえ、法人文書の管理について必要な措置を講ずるものとする。

(紛失等への対応)

- 第22条** 文書管理者は、法人文書ファイル等の紛失及び誤廃棄が明らかとなった場合は、直ちに総括文書管理者に報告しなければならない。
- 2 総括文書管理者は、前項の報告を受けたときは、速やかに被害の拡大防止等のために必要な措置を講ずるものとする。

(管理状況の報告等)

- 第23条** 総括文書管理者は、法人文書ファイル管理簿の記載状況その他の法人文書の管理状況について、毎年度、内閣府に報告するものとする。

第9章 研修

(研修の実施)

- 第24条** 総括文書管理者は、職員に対し、法人文書の管理を適正かつ効果的に行うために必要な知識及び技能を習得させ、又は向上させるために必要な研修を行うものとする。

(研修への参加)

- 第25条** 文書管理者は、総括文書管理者及び独立行政法人国立公文書館その他の機関が実施する研修に職員を積極的に参加させなければならない。

第10章 雑則

(文書の管理に関する細目)

第26条 この規程に定めるもののほか、総括文書管理者は、研究所における文書の管理の細目に関し、必要な事項を定めることができる。

(法令の規程による特例)

第27条 法律及びこれに基づく命令の規定により、法人文書の分類、作成、保存、廃棄その他の法人文書の管理に関する事項について特別の定めが設けられている場合にあっては、当該事項については、当該法律及びこれに基づく、命令の定めるところによる。

附 則 (平成25年3月28日規程第504号)

第1条 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

第2条 独立行政法人海上技術安全研究所文書管理規程(平成13年研究所規程第3号)は、廃止する。

附 則 (平成25年7月29日研究所規程第538号)

この規程は、平成25年8月1日から施行する。

附 則 (平成25年12月20日研究所規程第557号)

この規程は、平成26年1月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日研究所規程第563号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月31日研究所規程第613号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日研究所規程第729号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年2月21日研究所規程第869号)

この規程は、令和2年2月25日から施行する。

附 則 (令和5年3月28日研究所規程第902号)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1 法人文書の保存期間基準

事 項	業務の区分	当該業務に係る法人文書の類型 (施行令別表の該当項)	保存期間	具体例	
海上技術安全研究所の組織の運営管理に関する決定及びその経緯					
1	設立又は改廃及びその経緯	組織の存立に関する重要な経緯	設立又は改廃に関する登記、財産的基礎に関する文書	30年	・財務諸表 ・固定資産台帳 ・登記申請書 ・その他登記申請に必要な書類
2	規程の制定又は改廃及びその経緯	規程等の制定改廃に関するもの	制定又は改廃のための決裁文書	10年	・規程、規則及び細則案 ・理由、新旧対照表、参照条文 ・規程等番号簿
3	法令の規程に基づく国土交通大臣の認可、承認の求め、届出等及びその経緯	独立行政法人通則法その他の法令の規定による国土交通大臣の認可、承認の求め、届出等に関する立案の検討その他の経緯	イ 評価委員会に意見聴取のための資料として提出された文書、評価委員会における議事が記録された文書及び評価委員会の決定又は了解に至る過程が記録された文書	10年	・独立法人評価制度委員会関係 (開催経緯) (諮問) (議事概要・議事録) (配布資料) (意見) ・業務実績報告書
			ロ 認可、承認の求め、届出等を行うための決裁文書及び提出された文書	10年	・業務方法書案 ・中長期目標案 ・中長期計画案 ・年度計画案 ・事業実績報告書 ・決算報告書 ・監事の意見
4	業務運営の方針・計画等の審議及び決定又は了解	業務運営の方針・計画等の審議及び決定又は了解に関する立案の検討その他重要な経緯	イ 所内会議に検討のため資料として提出された文書	10年	・理事会資料
			ロ 決定又は了解の内容が記録された文書	10年	・理事会の会議録
5	運営費交付金、施設費及び会計検査に関する事項	(1)運営費交付金等の要求に関する重要な経緯	運営費交付金、施設費等の要求に関する文書	5年	・総表 ・年度計画(予算関係)
			イ 会計検査院に提出又は送付した計算書及び証拠書類	5年	・計算書 ・証拠書類(※会計検査院保有のものを除く。) ・意見又は処置要求(※会計検査院保有のものを除く。)
		ロ 会計検査院の検査を受け結果に関する文書			
海上技術安全研究所における職員の人事に関する事項					

6	職員の人事に関する事項	(1)職員の研修の実施に関する計画の立案の検討その他の職員の研修に関する重要な経緯	職員の研修の実施状況が記録された文書	3年	・実績
		(2)職員の兼業の許可に関する重要な経緯	職員の兼業の許可の申請書及び当該申請に対する許可に関する文書	3年	・申請書 ・承認書
		(3)退職手当の支給に関する重要な経緯	退職手当の支給に関する決定の内容が記録された文書及び当該決定に至る過程が記録された文書	5年	・調書
試験、調査、研究及び開発に関する事項					
7	試験、調査、研究及び開発に関する事項	試験、調査、研究等の報告、実施に関する経緯及び調査研究の企画の検討その他の経緯	イ 研究成果が記録された文書	10年	・研究業務報告関係
			ロ 試験、調査、研究等を実施するための決裁文書その他経緯が記録された文書	5年	・実験調査研究計画 ・実験調査研究資料 ・研究計画書
			ハ 立案の検討に関する所内会議等文書	5年	・研究評価委員会に関する文書 ・評議委員会に関する文書
8	研究業務に係る成果の普及の検討に関する事項	研究業務に係る成果の普及の検討に関する経緯	イ 立案基礎文書	5年	・業務方針 ・業務計画 ・研究所長指示
			ロ 立案の検討に関する調査研究文書	5年	・調査・検討資料 ・関係団体 ・関係者のヒアリング
			ハ 立案の検討に関する研究所内会議等文書	5年	・開催経緯 ・議事概要・要旨 ・配布資料 ・発明審査会に関する文書
			ニ 企画を実施するための決裁文書その他実績が記録された文書	5年	・研究所報告
9	情報の収集、整理及び提供に関する事項	情報の収集、整理及び提供に関する経緯	企画を実施するための決裁文書その他実績が記録された文書	5年	・研究所報告
個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯					
10	個人の権利義務の得喪及びその経緯	海上技術安全研究所を当事者とする訴訟	イ 訴訟の提起に関する文書	訴訟が終結する日に係る特定日以	・訴状 ・期日呼出状

		の提起その他の訴訟に関する重要な経緯	ロ 訴訟における主張又は立証に関する文書	後10年	<ul style="list-style-type: none"> ・答弁書 ・準備書面 ・各種申立書 ・口頭弁論 ・証人等調書 ・書証
			ハ 判決書又は和解調書		<ul style="list-style-type: none"> ・判決書 ・和解調書
11	法人の権利義務の得喪及びその経緯	海上技術安全研究所を当事者とする訴訟の提起その他の訴訟に関する重要な経緯	イ 訴訟の提起に関する文書	訴訟が終結する日に係る特定日以後10年	<ul style="list-style-type: none"> ・訴状 ・期日呼出状
			ロ 訴訟における主張又は立証に関する文書		<ul style="list-style-type: none"> ・答弁書 ・準備書面 ・各種申立書 ・口頭弁論 ・証人等調書 ・書証
			ハ 判決書又は和解調書		<ul style="list-style-type: none"> ・判決書 ・和解調書
その他の事項					
12	栄典又は表彰に関する事項	栄典又は表彰の授与又ははく奪の重要な経緯に関する事項	栄典又は表彰の授与又ははく奪のための決裁文書及び伝達の文書	10年	<ul style="list-style-type: none"> ・実施案 ・伝達 ・選考及び推薦資料 ・受章者名簿
13	文書の管理に関する事項	文書の管理等	イ 法人文書ファイル管理簿その他の業務に常時利用するものとして継続的に保存すべき法人文書	30年	法人文書ファイル管理簿
			ロ 取得した文書の管理を行うための帳簿	5年	受付簿
			ハ 決裁文書の管理を行うための帳簿	30年	決裁簿
			ニ 法人文書ファイル等の移管又は廃棄の状況が記録された帳簿	30年	移管・廃棄簿
備考					
一 この表における次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。					
1 立案基礎文書 立案の基礎となった業務方針、計画等が記録された文書					
2 調査研究文書 調査又は研究の結果及び当該結果に至る過程が記録された文書					

- 3 決裁文書 研究所の意思決定の権限を有する者が、押印、署名又はこれらに類する行為を行うことにより、その内容を研究所の意思として決定し、又は確認した法人文書
- 4 特定日 第13条の保存期間が確定することとなる日の属する年度の翌年度の4月1日（当該確定することとなる日から1年以内の日であって、4月1日以外の日を特定日とすることが法人文書の適切な管理に資すると文書管理者が認める場合にあっては、その日）
- 二 運営費交付金等及び会計検査に関する事項について、別に保存年限の定めがあるものは、当該定めによる。
- 三 職員の人事に関する事項について、内閣府令、人事院規則の規定により保存期間の定めがあるものは、それぞれ内閣府令、人事院規則の規定による。
- 四 本表の第三欄は、法第4条の趣旨を踏まえ、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証する観点から重要な法人文書を示しているものであることから、同欄における「過程が記録された文書」は、研究所における重要な経緯が記録された文書である。
- 五 本表各項の第四欄に掲げる保存期間については、それぞれ当該各項の第二欄に掲げる業務を主管する部等に適用するものとする。
- 六 本表が適用されない法人文書については、文書管理者は、本表の規定を参酌し、当該文書管理者が所掌する事務及び事業の性質、内容等に応じた保存期間基準を定めるものとする。

別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準

1 基本的な考え方

法第1条の目的において、「国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであること」及び「国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすること」とされ、法第4条において、経緯も含めた意思決定に至る過程及び事務・事業の実績を合理的に跡付け、検証することができるよう文書を作成しなければならない旨が規定されており、以下の【Ⅰ】～【Ⅳ】のいずれかに該当する文書は、「歴史資料として重要な公文書その他の文書」に当たり、保存期間満了後には国立公文書館等に移管するものとする。

- 【Ⅰ】 国の機関及び独立行政法人等の組織及び機能並びに政策の検討過程、決定、実施及び実績に関する重要な情報が記録された文書
- 【Ⅱ】 国民の権利及び義務に関する重要な情報が記録された文書
- 【Ⅲ】 国民を取り巻く社会環境、自然環境等に関する重要な情報が記録された文書
- 【Ⅳ】 国の歴史、文化、学術、事件等に関する重要な情報が記録された文書

2 具体的な移管・廃棄の判断指針

1の基本的考え方に基づいて、個別の法人文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～(2)に沿って行う。

- (1) 別表第1に掲げられた業務に係る法人文書ファイル等の保存期間満了時の措置については、次の表（用語の意義は、別表第1の用語の意義による。）の右欄のとおりとする。

事 項		業務の区分	保存期間満了時の措置
海上技術安全研究所の組織の運営管理に関する決定及びその経緯			
1	設立又は改廃及びその経緯	組織の存立に関する重要な経緯	移管
2	規程の制定又は改廃及びその経緯	規程等の制定改廃に関するもの	廃棄
3	法令の規程に基づく国土交通大臣の認可、承認の求め、届出等及びその経緯	独立行政法人通則法その他の法令の規定による国土交通大臣の認可、承認の求め、届出等に関する立案の検討その他の経緯	廃棄
4	業務運営の方針・計画等の審議及び決定又は了解	業務運営の方針・計画等の審議及び決定又は了解に関する立案の検討その他重要な経緯	廃棄
5	運営費交付金、施設費及び会計検査に関する事項	(1)運営費交付金等の要求に関する重要な経緯	廃棄 *別表第1の備考二に掲げるものも同様とする。
		(2)会計検査に関する重要な経緯	
海上技術安全研究所における職員の人事に関する事項			
6	職員の人事に関する事項	(1)職員の研修の実施に関する計画の立案の検討その他の職員の研修に関する重要な経緯	廃棄 *別表第1の備考三に掲げるものも同様とする。
		(2)職員の兼業の許可に関する重要な経緯	
		(3)退職手当の支給に関する重要な経緯	
試験、調査、研究及び開発に関する事項			
7	試験、調査、研究及び開発に関する事項	試験、調査、研究等の報告、実施に関する経緯及び調査研究の企画の検討その他の経緯	廃棄
8	研究業務に係る成果の普及の検討に関する事項	研究業務に係る成果の普及の検討に関する経緯	廃棄
9	情報の収集、整理及び提供に関する事項	情報の収集、整理及び提供に関する経緯	廃棄
個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯			
10	個人の権利義務の得喪及びその経緯	海上技術安全研究所を当事者とする訴訟の提起その他の訴訟に関する重要な経緯	以下について移管（これ以外は廃棄） ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの
11	法人の権利義務の得喪及びその経緯	海上技術安全研究所を当事者とする訴訟の提起その他の訴訟に関する重要な経緯	以下について移管（これ以外は廃棄） ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの
その他の事項			
12	栄典又は表彰に関する事項	栄典又は表彰の授与又ははく奪の重要な経緯に関する事項	廃棄

13	文書の管理に関する事項	文書の管理等	廃棄
----	-------------	--------	----

注

- ①「移管」とされている文書が含まれている法人文書ファイル等はすべて移管することとする。
 - ②「廃棄」とされているものであっても、1の基本的考え方に照らして、国家、社会として記録を共有すべき歴史的に重要な政策事項であって、社会的な影響が大きく政府全体として対応し、その教訓が将来に活かされるようなものについては、移管が必要となる。
 - ③移管については、当該業務を主管する部等の文書管理者において行うものとする。
- (2) 上記に記載のない業務に関しては、1の基本的考え方に照らして、文書管理者において個別に判断するものとする。